

# 横浜市建築物環境配慮評価認証制度要綱

制 定 平成 17 年 11 月 25 日

一部改正 令和 7 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。）の建築（同条第 13 号に規定する建築をいう。）に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画の評価について、市長が審査し、認証するために必要な事項を定めることにより、建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）による総合的な環境配慮の取組を促すことを目的とする。

## (対象)

第 2 条 この要綱の対象とする建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画は、特定建築物（横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 141 条の 4 第 1 項に規定する建築物をいう。）に係る建築物環境配慮計画（同項に規定する計画をいう。）とする。

## (申請)

第 3 条 特定建築物の建築主のうち、前条の計画の評価について市長の審査及び認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物環境配慮評価認証申請書（様式第 1 号）
- (2) 前条の計画の評価に関する資料
- (3) その他市長が審査し、認証するために必要と認める書類

## (審査)

第 4 条 市長は、前条の規定により申請者から書面が提出されたときは、当該書面に係る第 2 条の計画の評価について、建築物環境配慮指針（平成 17 年 3 月横浜市告示第 85 号）に定める項目（以下「評価項目」という。）に照らし、前条第 2 号及び第 3 号の資料並びに第 2 条の計画の作成で使用された建築環境総合性能評価システム（CASBEE 横浜）に基づき審査するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、申請者から事情を聴取し、又は現地調査をすることができる。

## (認証)

第 5 条 市長は、前条の規定により審査した結果、第 3 条第 2 号及び第 3 号の資料が評価項目に照らし適正なものであると判断した場合は、市長が任命した学識経験者等により構成される横浜市建築物環境配慮評価認証委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴い

た上、第2条の計画の評価が適正であることを認証するものとする。

(認証書の交付及び公表)

第6条 市長は、前条の規定により認証したときは、申請者に対し横浜市建築物環境配慮評価認証書(様式第2号)を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、別に定める書面を建築局建築指導部建築企画課に備え置き、一般の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(変更の届出等)

第7条 前条第1項の規定により横浜市建築物環境配慮評価認証書の交付を受けた申請者(以下「被認証者」という。)は、特定建築物の建築に係る工事が完了するまでの間に第3条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、建築物環境配慮評価認証変更届出書(様式第3号)及び変更に係る資料を提出することにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の変更により第4条第1項の審査に影響を及ぼすと認めるときは、委員会の意見を聴いた上、変更後の内容に基づき、新たに審査するものとする。

3 前項の規定により新たに審査する場合における手続については、第3条から前条までの規定を準用する。

(完了の届出)

第8条 被認証者は、特定建築物の建築に係る工事が完了したときは、特定建築物工事完了届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(現地調査及び報告の要求)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、被認証者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。

(認証の取消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による認証を取り消すことができる。

(1) 被認証者が第7条第1項の規定による変更の届出を怠ったとき。

(2) 被認証者が、正当な理由がなく、前条の規定による報告若しくは資料の提出又は現地調査を拒否したとき。

(3) 前条の規定による報告若しくは資料又は現地調査の結果により、第2条の計画の評価又は第3条各号の書面が、事実と異なることが判明したとき。

(4) 被認証者が偽りその他の不正な手段を用いたことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消す場合は、あらかじめ、被認証者に対して、取

消理由を記載した書面を交付した上、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定により認証を取り消した場合は、被認証者に対し、取消理由を付してその旨を通知するとともに、速やかに公表するものとする。

4 前項の規定による公表は、第6条第2項の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。